

いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会

2013年2月1日 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号

第341号 電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133

(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

今号のトピックス

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定
- 2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布
- 3 平成24年度 環境シンポジウム
- 4 赤塚梅まつり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成25年1月18日(金)に閣議決定されました。

この政令は、特定の施設から排出される一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含む産業廃棄物を特別管理産業廃棄物に指定するとともに、一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含む燃え殻及びばいじんについては、遮断型最終処分場へ埋立処分を行うものとするなど、埋立処分基準等の整備を行うものです。

1. 改正の趣旨

有害物質の一つである「1,4-ジオキサン」について、一定濃度以上で公共用水域に放出された場合に人の健康に悪影響を与えることが報告されたため、全公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準(以下「水質環境基準」という。)に追加することが適当である旨、中央環境審議会から環境大臣に対し答申された(平成21年9月)。この答申を踏まえ、同年11月、水質環境基準に1,4-ジオキサンの項目が追加された。

このため、最終処分場の放流水等からの1,4-ジオキサンの排出を抑制するため、廃棄物処理法の法体系においても、放流水中の1,4-ジオキサンに係る濃度基準を設けるとともに、これを遵守させる観点から、最終処分場に埋立処分する1,4-ジオキサンを含む廃棄物に係る処理基準を強化する必要がある。

2. 改正の概要

- (1) 特定の施設から排出される一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含むばいじん、廃油(廃溶剤)、汚泥、廃酸又は廃アルカリを、特別管理産業廃棄物に指定する。
- (2) 一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含む燃え殻及びばいじんについては、遮断型最終処分場へ埋立処分を行うものとするなど、埋立処分基準等の整備を行う。

3. 施行期日

平成25年6月1日

(環境省ホームページより)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16208>

特定工場における公害防止組織の整備に関する 法律施行令の一部を改正する政令の公布

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、平成25年1月22日(火)に閣議決定され、1月25日(金)に公布、施行されました。

この政令は、1, 4-ジオキサン又は塩化ビニルモノマーを含む汚水又は廃液を排出する施設が設置されている工場に、新たに、公害防止管理者等を選任することとするため、特定工場の追加等を行うものです。

1. 改正の趣旨

平成24年5月に、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号)により、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項第1号に規定する有害物質として、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1, 4-ジオキサンが追加されました。これを踏まえ、これらの有害物質を排出する施設が設置されている工場について、新たに、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)における特定工場として、公害防止管理者等を選任することとするものです。

2. 改正の概要

(1) 汚水等排出施設の追加(第3条第1項関係)

水質汚濁防止法の有害物質を排出する施設として新たに水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に追加された施設を、汚水等排出施設に追加する。

(2) 特定工場の追加(第3条第2項、別表第1関係)

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令により水質汚濁防止法の有害物質として新たに追加された1, 4-ジオキサン等の物質を排出する施設が設置されている工場を、特定工場に追加する。

(3) 経過措置(附則関係)

この政令によって新たに公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者(以下「公害防止管理者等」という。)を選任する必要が生じた特定工場を設置している者については、平成26年3月31日まで、選任すべき公害防止管理者等が有資格者であることを要しないこととする。

(環境省ホームページより)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16244>

平成24年度 環境シンポジウム

平成24年度環境シンポジウムを開催いたします。第二部の講演では、気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課 地球温暖化対策調整官の高槻 靖氏をお呼びして、温暖化の現状と今後につきまして、身近な生活と関連付けながらわかりやすくお話いただきます。皆さま奮ってご参加ください。

主催 エコポリス板橋環境行動会議

日時:平成25年2月16日(土)午後1時～午後3時
会場:板橋区立グリーンホール 1階ホール(板橋区栄町36番1号)
内容:第一部 エコポリス板橋環境活動大賞表彰式・事例紹介
第二部 講演会
次第:12:30 開場
13:00 挨拶・エコポリス板橋環境活動大賞表彰式・事例紹介
14:05 講演会「地球温暖化と私たちの暮らし」
講師:高槻 靖 氏
(気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課地球温暖化対策調整官)
15:00 閉会

定員:150人(申込順)

費用:無料

申込:電話・FAX・Eメールにてお申込み下さい。

- ①環境シンポジウム申込
- ②氏名(ふりがな)
- ③電話番号

上記を明記のうえ、エコポリス板橋環境行動会議事務局(環境課環境美化担当)まで
電話:03-3579-2597 FAX:03-3579-2589 E-mail:s-bika@city.itabashi.tokyo.jp

■講演講師プロフィール■

高槻 靖(たかつき やすし) 先生

北海道生まれ。気象大学校卒業後、長崎海洋気象台海洋課、気象庁海洋気象課などで、主に海洋観測や、そのデータを用いた海洋・気候関連の調査を担当。平成24年より気象庁地球環境・海洋部地球温暖化対策調整官。



赤塚梅まつり

春になるとたくさんの花が咲きだします。先頭を切って咲くのは、やはり梅ではないでしょうか。板橋区立赤塚溜池公園内には約200本の梅の木が植えられており、開花した時は一見の価値があります。当公園は板橋十景にも選ばれており、自然豊かな美しいところです。周辺には、区立美術館、赤塚城址、区立郷土資料館などの見どころもあり、自然や歴史・文化にふれる機会にもなります。今年、以下の日時で赤塚梅まつりが行われますので、ぜひ、ご来園ください。

日 時:平成25年3月2日(土)、3日(日) 10時~15時

会 場:赤塚溜池公園、赤塚城址(板橋区赤塚5-35)(車での来場はご遠慮ください。)

交通案内:都営三田線「西高島平」駅下車徒歩15分

都営三田線「高島平」駅西口から 国際興業バス

・・・増17系統・区立美術館経由「成増駅北口」行き「区立美術館」下車

東上線「成増」駅北口から 国際興業バス

・・・増17系統・区立美術館経由「高島平操車場」行き「区立美術館」下車

都営三田線「新高島平」または、東上線「下赤塚」から コミュニティバスりんりんGO(りんりん号)

・・・「区立美術館入口」下車

なお、コミュニティバスりんりんGO(りんりん号)は時間帯により運行方向が逆方向になりますので、あらかじめホームページ等でご確認ください。

催 し 物:式典・環境課PRコーナー

これ以外に、例年、武者行列、観光課PRコーナー、俳句の募集、姉妹都市の協力による物産品の販売等があります。

問 合 せ:環境課環境調査係

電話:3579-2593 FAX:3579-2589

区ホームページ:<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

詳しくは、『広報いたばし』、『板橋区ホームページから「赤塚梅まつり」と検索』をご覧ください。(掲載時期は、2月中旬以降になる予定です。)



梅まつりの様子



環境課PRコーナー